

総社市小児医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第19号

総社市小児医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市小児医療費給付条例施行規則（平成17年総社市規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「削除条号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(医療費の支払)</p> <p>第3条 条例第9条に規定する医療費の給付に係る審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会及び<u>社会保険診療報酬支払基金岡山支部</u>に委託して行うものとする。</p> <p>(医療費の支払の特例)</p> <p>第4条 条例第9条ただし書の規定により規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確</u></p>	<p>(医療費の支払)</p> <p>第3条 条例第9条に規定する医療費の給付に係る審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会及び<u>岡山県社会保険診療報酬支払基金</u>に委託して行うものとする。</p> <p>(医療費の支払の特例)</p> <p>第4条 条例第9条ただし書の規定により規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>医療保険各法に規定する訪問看護療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる指定訪問看護を受けた場合</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する被保険者資</u></p>

改正後	改正前
<p><u>保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者資格証明書により療養を受けた場合</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 岡山県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち別に定めるもの以外のもの又は岡山県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養を受けた場合</u></p> <p>(6)及び(7) 略 (医療費給付申請の方法)</p> <p>第5条 前条第1号、<u>第5号</u>及び第6号に規定する給付を申請する場合は、医療費給付申請書（以下「給付申請書」という。）に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収証を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前条第2号及び第3号に規定する給付を申請する場合は、給付申請書に保険者が発行する通知書又は証明書を添付して行うものとする。</p> <p>3 <u>前条第4号に該当するときは、申請がなされたものとみなし、扶養義務者から徴収されるべき費用を市長が代わって支払うことにより、給付がなされたものとみなす。</u></p> <p>4 前条第7号に規定する給付を申請する場合は、別に市長が定めるところにより、前3項のいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。</p> <p><u>別記様式（第2条第2項関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p>格証明書により療養を受けた場合</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(6)及び(7) 略 (医療費給付申請の方法)</p> <p>第5条 前条第1号、<u>第2号</u>及び第6号に規定する給付を申請する場合は、医療費給付申請書（以下「給付申請書」という。）に、医療機関等<u>又は指定訪問看護事業者</u>が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収証を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前条第3号及び第4号に規定する給付を申請する場合は、給付申請書に保険者が発行する通知書又は証明書を添付して行うものとする。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、前条第5号に係るものにあつては、岡山県が総社市へ納入通知書を送付することにより保護者から償還給付の申請があつたものとみなし、総社市から岡山県へ直接支払うことにより保護者へ支払われたものとする。</u></p> <p>4 前条第6号に規定する給付を申請する場合は、別に市長が定めるところにより、前3項のいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。</p> <p><u>別記様式（第2条第2項関係）</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前までに受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費給付申請の方法については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に発行されている改正前の総社市小児医療費給付条例施行規則別記様式は、改正後の総社市小児医療費給付条例施行規則別記様式とみなす。

別記様式(第2条第2項関係)

(表)

岡山県							
小児医療費受給資格者証							
公費負担者番号							
受給資格者番号							
小児 (受給資格者)	住所						
	氏名						
	生年月日		年 月 日生		性別		
一部負担金の割合		無料					
有効期限		年 月 日から 年 月 日まで					
上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担については、公費で負担します。							
年 月 日							
岡山県総社市長							印
保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ							
この証により診療を求められたときは、公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。							
また、その場合、レセプトの「負担金額」欄には「0円」と記入してください。							

(裏)

注 意 事 項